

○建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて（平成 31 年 3 月 29 日付け農振第 4002 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表（河川部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別添 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 農地転用許可申請 特定建築条件付売買予定地とするための農地転用許可申請に当たっては、次に留意するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該許可申請書には、次の書類を添付するものとする。</p> <p>ア 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「則」という。）第 30 条第 3 号又は第 4 号の書類として、当該許可申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面、当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面等（3 の（3）の状況となった場合において必要となるものを含む。）</p> <p>イ（略）</p> <p><u>(3)(2)のアの「必要な資力及び信用があることを証する書面」については、当該事業を実施する地域及びその近傍の条件が類似する地域における住宅及び宅地の販売状況やニーズ、当該農地転用事業者のこれらの販売の実績及び計画等からみて、販売することが確実と認められる土地の区画については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。</u></p> <p><u>また、販売することが確実な土地の区画か否かを個々に判断する方法に代えて、農地転用許可権者が過去の販売実績等から一定の割合をあらかじめ定めておき、土地の区画のうち当該割合に相当する部分については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。この場合の「過去の販売実績」とは、例えば、申請に係る土地の近傍の条件が類似する土地の過去 5 か年における販売実績のうち、最も低い年のものとするなどと考えられる。</u></p> <p>5・6（略）</p>	<p>別添 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 農地転用許可申請 特定建築条件付売買予定地とするための農地転用許可申請に当たっては、次に留意するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該許可申請書には、次の書類を添付するものとする。</p> <p>ア 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「則」という。）第 30 条第 3 号又は第 4 号の書類として、当該許可申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面、当該事業の<u>全て</u>を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面等（3 の（3）の状況となった場合において必要となるものを含む。）</p> <p>イ（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5・6（略）</p>